

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月18日	
条例の題名	三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例		公 布 日	昭和40年8月10日
条 例 番 号	昭和40年三重県条例第37号		直 近 改 正 日	平成22年3月29日
所管部局課	健康福祉部医療対策局医療企画課		電 話 番 号	059-224-2337
条例の概要	看護職員等の確保及び質の向上に資するため、県が将来看護職員等になろうとする者に対し貸与した修学資金の免除について定める			条例の類型 誘導型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	看護職員等の確保という条例の目的は現在も妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	看護職員等の確保のため、公的な関与が必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。 )。	はい		
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第96条	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。 )。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民ビジョン等と整合している。	はい	県内の看護職員不足解消のため、修学資金の貸与事業は必要なものであり、それに伴う返還免除の規定は必要不可欠である。	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	修学資金の返還免除に関する規定を廃止することで、貸与事業そのものの効果は望めなくなる。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	修学資金の返還免除に関する規定を廃止することで、貸与事業そのものの効果は望めなくなる。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	修学資金貸与者の資金返還免除に係るものであり、限定的なものであるが、看護職員等の確保という公益上問題ないと考える。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	有効性 効率性で記載のとおり、修学資金の返還免除規定をなくすことで、事業効果そのものが望めなくなる。		無
				有効期限に関する規定の有無 無